



議案第六十八号

国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年七月十六日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年七月十六日原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号

）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（使用料）

第二条 温泉会館の使用料は、次のとおりとする。

|          |         |    |         |
|----------|---------|----|---------|
| 一 宿泊料    | 一泊（二食付） | 一人 | 千九百円以内  |
| 二 各室使用料  |         |    |         |
| 大ホール     | 一日      |    | 一万円以内   |
| 和室       | 一日      |    | 四千五百円以内 |
| 三 休憩料    | 一人      | 一日 | 三百五十円以内 |
| 四 プール使用料 | 一人      | 一回 | 百円以内    |
| 五 備品使用料  |         | 一回 | 五百円以内   |

附 則

この条例は、公布の日から起行する。